

公共性（施策反映）評価（その２）について

（明石市新ごみ処理施設整備・運営事業）

１ 建設業における女性定着（活躍）に向けた取組について

建設業（清掃施設）で定められる監理技術者資格を所有している女性技術者（１名以上）の雇用がある（本工事への従事は問わない）ことを「建設業における女性定着（活躍）に向けた取組調書（様式 7-23）」に記載し、その内容により評価するものとする。

２ 建設業における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組について

公共工事の現場において、週休二日制または、交代制週休二日制等の取組を実施したことを「建設業における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組調書（様式 7-24）」に記載し、その内容により評価するものとする。

３ 建設 DX の取組について

公共工事において、デジタル技術（AI、ICT、IoT、i-Construction、ICT 建機、BIM、遠隔臨場、電子納品など）を取り込んで施工した実績があることを「建設 DX の取組調書（様式 7-25）」に記載し、その内容により評価するものとする。

※ 公共性（施策反映）評価（その２）において、該当がない項目については、書類の提出は不要とする。

※ 該当があるにもかかわらず書類が提出されていない場合は、該当がないものとする。